

外国人ローヤリングネットワーク (LNF)

シンポジウムのお知らせ

LNF 共同代表 茂木鉄平 (大阪弁護士会)

関聡介 (東京弁護士会)

鈴木雅子 (東京弁護士会)

問い合わせ: LNFinfo2009@gmail.com (事務局)

<http://www.lnf.jp/> (HP)

最高裁国籍法違憲判決から15年

～認知・国籍・在留資格をめぐる光と影～

- 登壇者 伊藤里枝子氏 [特定非営利活動法人 JFCネットワーク 事務局長]
皆川涼子氏 [弁護士 (LNF事務局)]
近藤博徳氏 [弁護士 JFC国籍確認訴訟弁護団団長]
秋葉丈志氏 [早稲田大学准教授・スチューデントダイバーシティセンター長]
Fides Corteciano氏 [JFCの支援者・RGS-COW]
佐藤真美氏 [JFC]

2009年以前には、日本人父と外国人母との間に生まれた子どもは、出生後日本人の父親に認知されても、両親が婚姻しなければ日本国籍を取得できませんでした。なぜ、日本人の父をもつ子が日本国籍を得られないのか、フィリピン人との間に生まれた子ども達 (Japanese-Filipino Children: JFC) や母親らからの切実な声を受け止めた支援団体JFCネットワークは、弁護士たちに呼びかけて弁護団を結成し、国籍確認訴訟を提起しました。一審での勝訴、控訴審での敗訴を経て、2008年6月、最高裁大法廷は、国籍法3条1項は憲法14条1項に反するとして、原告らの訴えを認めました。

この違憲判決を受け、国籍法が改正され、日本人の父親に認知されたJFCが、両親の婚姻関係に関わらず、日本国籍を取得できるようになったことは、JFCの人生に大きな光を与える画期的な判決でした。しかし、フィリピンで暮らすJFCやその母親にとって、日本での認知の制度や国籍取得の手続を正確に把握し、18歳になるまでに全ての手続を終えることは簡単ではありません。また、日本での在留資格の取得、生計の立て方など来日へのハードルは高く、その支援を求めたJFCやその母親が人身取引被害にあってしまった例も報告されています。

JFCが認知を望むのは、国籍や在留資格、養育費請求などの実益のために限られるわけではありません。自分の父を知りたい、父とつながりたいという個人のアイデンティティに深く関わる問題であるにもかかわらず、今なお、認知の意義が社会一般に理解されているとはいえない現状があります。

本シンポジウムでは、2008年最高裁国籍法違憲判決を勝ち取ることができた背景とその意義、当事者にとっての認知や国籍の重み、違憲判決後も残された課題等について各登壇者にお話しいただき、認知や国籍、在留資格をめぐる問題と法曹が果たすべき役割について検討します。

日時: 2024年5月29日 (水) 18:30~20:45

会場: 以下の会場、およびズームウェビナーにて開催

場所: 日比谷図書文化館 スタジオプラス (東京都千代田区日比谷公園1-4)

費用: 無料

■■■■ ■出席のご連絡について■■■■

準備の都合上、5月24日までに事前登録が必要です。以下の記載に従い、会場参加の方も含めて事前登録をしていただきますようお願い申し上げます。なお、会場の参加人数上限は45名です (先着順・ご希望に添えない場合には別途ご連絡を申し上げます)。当日の資料につきましては、お申込みいただいた方に資料ダウンロード先のURLを通知します。



開催時刻: 2024年5月29日 06:30 PM 大阪、札幌、東京

トピック: 2024年LNF総会シンポジウム

このウェビナーに事前登録する:

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_g9Jk8irxTKyBj6aZHwLeVQ